

夜間宿所は廃止へ 特掃は拡大を！

これは矛盾した主張で、皆に不利益となるのでしょうか？

二段ベッドの夜間宿所から、生活保護の活用で畳の上へ

「仕事よこせ、生活保護の活用を、は、矛盾している」の声は正しいか

人が「生きる」にあたっての優先順位

直接、言われたわけではありませんが、明らかに聞こえるように「仕事よこせ、と、言ってみたり、生活保護を活用しようと言ってみたり、辻褄おうてへん」といつている人がいました。

「寝場所や食事をまかなえるだけの収入をもたらず仕事をせよ」の要求が実現すれば、確かに、生活保護の活用は必要ありません。

2009年7月現在、「仕事よこせ」の要求に集中し、多くの人を満足させられる成果が2ヶ月後にも得られる可能性が高ければ、生活保護活用ではなく、「仕事よこせ」の要求行動に集中すべきかもしれません。

しかし、大企業は、多少景気よくなったときでも、正規雇用ではなく、派遣や契約社員を増やし続け、少しでも安く働かせることに力をそそいできました。そして、不況になるや躊躇なく多くの労働者の首を切りました。働く場は少なくなっています。にもかかわらず、国は、具体的な働き場所の拡大でなく、訓練事業の手当を中心にした間接的な対策を中心に

しています。かつて、自治体が失業者を雇用した失業対策事業（失対）は、二度と行わないと厚生労働省は言っています。「仕事よこせ」が短期に実現する可能性は、残念ながら、そう高くありません。

働く場が少なくなっていることは、厚生労働省も知っています。そして、なにもしなければ、「バブル経済」崩壊後のように、多くの人が、路上や公園で野宿せざるを得なくなることもわかっています。それを避ける方法として、仕事を増やす代わりに、生活保護を積極的に適用するよう、今年3月、全国の福祉事務所に通知を出しています。

こうした世間の状況を考えるなら、路上や夜間宿所利用で仕事増に期待するより、生活保護活用で畳の上にあがって仕事増に期待する方が合理的判断ではなからうかと思われまます。臨時・不十分な施策である夜間宿所をなくし、一般制度である生活保護制度の活用を呼びかける理由です。

ただし、生活保護制度だけで十分といっているわけではありません。人が「生きる」にあたっての優先順位は、食、住、衣、です。この最低限を生活保護で得られても、「人が生きる」

に十分ではありません。

「人はパンのみに生きるにあらず」という言葉があります。しかし、日々のパンがなければ死ぬのも現実です。人が生きるとは、パンの充足があつて始めて「生きる」を考へることにあります。

「人との付き合いは煩わしい」という人もいますが、他との比較、関わりの中でしか人は「生きる」ことが出来ません。

生活保護制度の欠陥は、パンを保障した後になんの策もないことです。自立支援プログラムは立てることはなつています。しかし、就労自立プログラムは、大企業の使い捨てに貢献する安手の労働力補充策にしかなつていません。労働者が有り余つてゐる時代における、人の活用についての展望、計画にもとづくものではありません。

高齢者特別清掃事業は、不十分な収入しかもたらさないものですが、人の仕事を奪わない仕事の場合、試みであり、「人はパンのみに生きるにあらず」に答へようとするものです。

生活保護制度の中に、働く喜びを追加することが出来る事業モデルでもありません。たとへ、すべての登録者が生活保護へ移行した後も、生活保護受給者が社会に結びつき、生き生きと生きるために必要なものです。生活保護受給者が増え続ける現在、そして、民間企業の活力だけでは働く場が十分に確保できない現在、性格を変えながらも、特掃は拡大し続けられなければならないものです。

仕事よこせと生活保護活用推進は矛盾しません。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金申請書を手に入れた人

で、現金支給希望の人は、郵送でなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。

西成労働福祉センターに申請書が

届くよう手続きした人は、必ず、窓口

に届いたかどうか確認してください。

8月末までには、センター預かり分

をゼロにしたいということです。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話~~06・6561・4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話~~06・6658・8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考へて、得心して決めましょう。